

別紙特3

(協定第5条第3項関連)
(機構法第13条第1項第5号に定める協定記載事項)

都道首都高速1号線等に関する 特定更新等工事に要する費用に係る 債務引受限度額

都道首都高速1号線等に関する
特定更新等工事に要する費用に係る債務引受限度額

(単位:百万円)
(消費税込み)

年度	債務引受限度額
H26	0
H27	1,924
H28	12,001
H29	32,074
H30	13,608
R1	22,851
R2	27,258
R3	23,299
R4	11,700
R5	13,143
R6	109,334
R7	15,664
R8	19,117
R9	111,422
R10	38,970
R11	33,724
R12	25,274
R13	21,233
R14	19,231
R15	13,133
R16	8,691
R17	138,691
R18	0
R19	0
R20	114,360

(注1) 平成26年度から令和4年度は実績値を、令和5年度は実績見込み値を記載している。

(注2) 上記記載の債務引受限度額については、限度額に残余が生じた場合は繰越を認めるものとする。